

令和7年度

駅館川農地整備事業

現場技術業務



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

積算書

(当初)

九州農政局
駅館川農地整備事業所

事業名	駅館川農地整備事業
業務名	現場技術業務

業務別業務名:現場技術業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単-1号 ***						
S02115	技術員		人		1,000	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04007	技術員	1.000	人	33,600	33,600	
	合計				33,600	算出数量 1,000 人
	単価				33,600	
*** S単-2号 ***						
S02115	技師(A)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(A)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04004 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04004	技師(A)	1.000	人	57,000	57,000	
	合計				57,000	算出数量 1,000 人
	単価				57,000	
*** S単-3号 ***						
S02116	情報共有システム月額利用料		回		1,000	歩A 当たり算出
	情報共有システム月額利用料			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード(P) 3)地区資材単価コード(J) 4)施設機械資材単価コード(K)	地域資材(Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P96001	情報共有システム月額利用料	1.000	回	11,100	11,100	
	合計				11,100	算出数量 1,000 各単位
	単価				11,100	
*** S単-4号 ***						
S63018	旅費交通費(設計外業日雇用)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日雇用) ライトバン,30日,4時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金(税別)	ライトバン 7,291円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力 8)時間区分	30日 4時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	0.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	0.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	30.000	式	7,291	218,730	
M28121	ライトバン[オフ・リッジング・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	30.000	日	1,960	58,800	
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	324.000	L	170	55,080	
	合計				332,610	算出数量 1,000 式
	単価		式		332,610	

令和7年度駅館川農地整備事業
現場技術業務

特別仕様書

九州農政局
駅館川農地整備事業所

第1条 (適用範囲)

令和7年度駅館川農地整備事業 現場技術業務（以下「本事業」という。）の施行にあたっては、九州農政局制定「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本事業は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

第2条 (目的)

本業務は、駅館川農地整備事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適切かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

第3条 (履行確実性評価の達成状況の確認)

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由無く異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

第4条 (管理技術者)

管理技術者は1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）、農業部門（農業土木又は農業農村工学））、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）、博士（当該業務に関連する学術部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

第5条 (現場技術員)

現場技術員の技術者区分及び資格は、次の者とする。

職 種 区 分	資 格
現場技術員 (C)	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当

	<p>該業務に該当する技術部門の選択科目))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。①2級土木施工管理技士以上の資格を有する者。
--	--

第6条（配置技術者の確認）

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第7条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第8条（適用する図書）

本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定（改訂）年月
工事等の契約図書	—

第9条（工事の概要）

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

番号	工事名	工事場所	予定工期	工種・概略数量等
1	板場3工区区画整理（その2-1）工事	宇佐市安心院町尾立、東恵良及び川崎地内	R6. 4. 10 ～R7. 12	区画整理 1式
2	平山幹線水路（その2）他工事	宇佐市安心院町佛木及び平山地内	R5. 11. 27 ～R7. 6	管水路 1式
3	古川揚水機場ポンプ製作据付他工事	宇佐市山香町久木野尾及び宇佐市安心院町佛木地内	R6. 2. 22 ～7. 12	ポンプ設備改修 1式

4	平山支線水路（その4）工事	宇佐市安心院町新貝地内	R6. 4. 3 ～7. 6	管水路 1式
5	下毛1工区区画整理（その2）他工事	宇佐市安心院町辻、木裳及び下毛地内	R6. 7. 9 ～R7. 12	区画整理 1式
6	中山1工区区画整理（その2）工事	宇佐市安心院町中山地内	R6. 7. 9～ R7. 12	区画整理 1式
7	中山2工区区画整理（その2）工事	宇佐市安心院町中山地内	R6. 7. 9～ R7. 12	区画整理 1式
8	平山工区区画整理（その2）工事	宇佐市安心院町平山地内	R6. 6. 17 ～R7. 12	区画整理 1式
9	板場揚水機場・加圧機場改修工事	宇佐市安心院町板場地内	R6. 8. 6～ R7. 3. 13	ポンプ設備改修 1式
10	有徳原支線水路（その11）工事	宇佐市安心院町鳥越地内	R7. 3～ R8. 3	管水路 1式
11	板場幹線水路工事	宇佐市安心院町板場地内	R7. 3～ R8. 3	管水路 1式
12	中山1工区区画整理（その3）工事	宇佐市安心院町佛木及び平山地内	R6. 11. 12 ～R7. 12	区画整理 1式
13	釜ノ口3工区区画整理（その3）他工事（仮称）	宇佐市安心院町松本地内	R7. 5～ R8. 3	区画整理 1式
14	下毛1工区区画整理（その3）他工事（仮称）	宇佐市安心院町辻、木裳及び下毛地内	R7. 5～ R8. 3	区画整理 1式
15	中山1工区区画整理（その4）工事（仮称）	宇佐市安心院町中山地内	R7. 5～ R8. 3	区画整理 1式
16	中山2工区区画整理（その3）工事（仮称）	宇佐市安心院町中山地内	R7. 5～ R8. 3	区画整理 1式
17	平山工区区画整理（その3）工事（仮称）	宇佐市安心院町平山地内	R7. 5～ R8. 3	区画整理 1式
18	平山幹線水路（その3）工事（仮称）	宇佐市安心院町平山地内	R7. 8～ R8. 3	区画整理 1式
19	平山支線水路（その8・9）工事（仮称）	宇佐市安心院町佛木地内	R7. 8～ R8. 3	区画整理 1式
20	平山支線水路（その10）工事（仮称）	宇佐市安心院町平山地内	R7. 8～ R8. 3	区画整理 1式
21	平山支線水路（その5）工事（仮称）	宇佐市安心院町平山地内	R7. 6～ R8. 3	区画整理 1式
22	平山支線水路（その6）工事（仮称）	宇佐市安心院町平山地内	R7. 6～ R8. 3	ポンプ設備改修 1式
23	上ノ原支線水路（その6）工事（仮称）	宇佐市安心院町六郎丸地内	R7. 6～ R8. 3	上屋建築 1式
24	上ノ原支線水路（その7）他工事（仮称）	宇佐市安心院町尾立地内	R7. 6～ R8. 3	管水路 1式
25	松本支線水路工事（仮称）	宇佐市安心院町松本地内	R7. 7～ R8. 3	管水路 1式
26	古川ファームポンド他工事（仮称）	宇佐市安心院町鳥越地内	R7. 8～ R8. 3	管水路 1式

第10条 (業務場所)

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

第11条 (履行期間)

業務期間は次のとおりとする。

令和7年4月3日～令和8年3月13日

第12条 (業務内容)

本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりである。

1) 設計に関する業務

- ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

2) 監督に関する業務

- ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
- ・工事の監督職員と施工業者及び地元地権者等との連絡業務
- ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務

3) 関係機関等との協議に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務

4) 事業実施に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務

第13条 (作業上の留意事項)

(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

(3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

第14条 (打合せ)

共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

打合せはweb会議により実施するものとし、対面による打合せが必要な場合は監督職員と協議するものとする。

第15条 (情報共有システム)

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、別添「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これらに協力しなければならない。

第16条 (成果物)

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

第17条 (成果物の提出先)

成果物の提出先は、次のとおりとする。

大分県宇佐市大字石田 43-1
九州農政局 駅館川農地整備事業所

第18条 (契約変更)

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

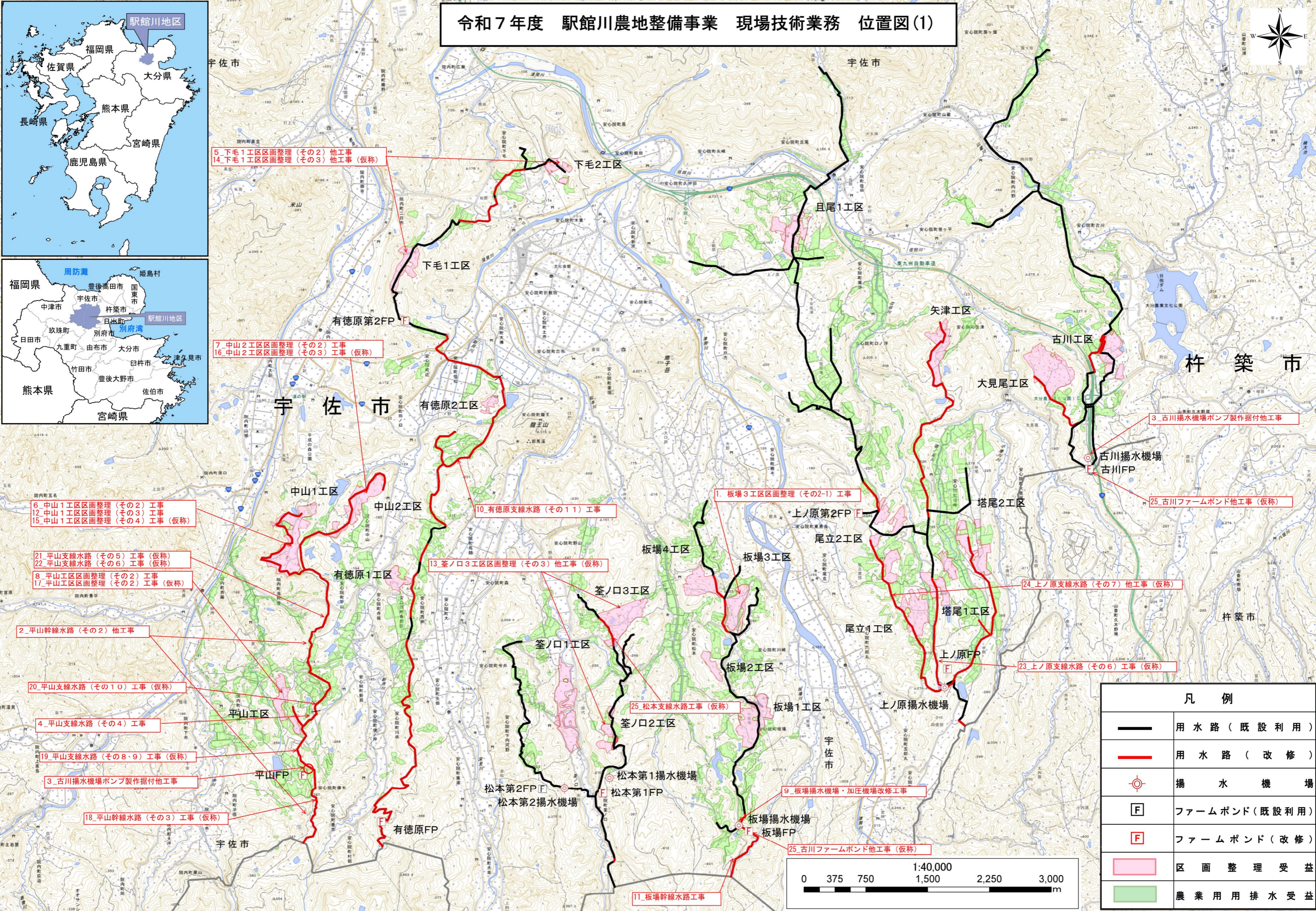
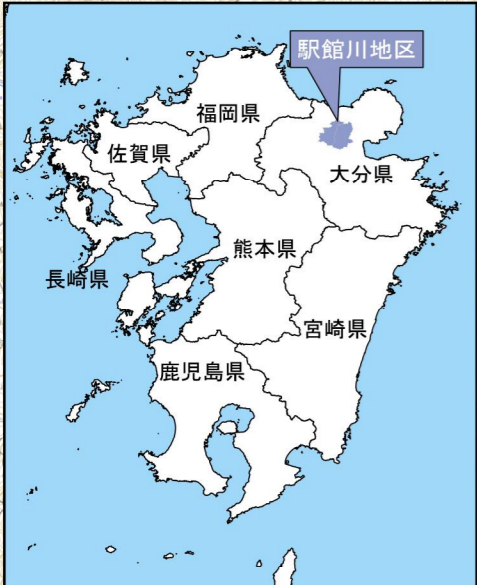
- (1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第11条に示す「履行期限」に変更が生じた場合。
- (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。

- (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第16条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

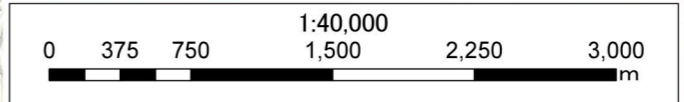
第19条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 駅館川農地整備事業 現場技術業務 位置図(1)



凡 例	
	用水路 (既設利用)
	用水路 (改修)
	揚 水 機 場
	ファームポンド (既設利用)
	ファームポンド (改修)
	区 画 整 理 受 益
	農 業 用 用 排 水 受 益



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 R4JHF 436)
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。